

えびの市の対応方針

1. 基本的な考え方

感染リスクはゼロにならないことを前提に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。

2. 宮崎県の地域（警戒レベル）に応じた対応

宮崎県は、県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、国の専門家会議が指摘する地域（警戒レベル）への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐこととされた。

※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域 ④西都市・児湯郡圏域、
⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

地域 (警戒レベル)	一例	市民の方の圏域内の外出	市主催のイベント等	市有の公の施設
(A) 感染未確認地域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	○原則、自粛なし	○国・県が示す、11月末までの催物の開催制限等（※資料）を基準に別紙のとおりとする	○開館
(B) 新規感染者が限定的な地域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○状況に応じ、実施（規模縮小を含む）	○状況に応じ、開館（入場制限などの利用制限）
(C) 感染状況が厳しい地域	・新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発（直近1週間）又は感染集団（クラスター）の発生	○原則、自粛	○原則、中止又は延期	○原則、閉館又は、利用制限

※2 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて市健康保険課が相談に応じる。

3. 適用

令和2年9月1日付けえびの市の対応方針を改正し、令和2年9月19日からこの対応方針を適用する。ただし、国・県の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。